

大分県報

令和七年
第五九九号
四月十一日

（金曜日）

目次

規則

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正……………一

告示

特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………一
都市計画事業の事業計画の変更認可……………一

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

公安委員会告示

少年指導委員の委嘱……………三

警察本部訓令

大分県警察における処務に関する訓令の一部改正……………四

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………五
一般競争入札の実施……………六

規則

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月十一日

大分県規則第三十九号

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

大分県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十五年大分県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「の各号」を削り、同条第五号中「第四十二条第二項」を「第五十二条の第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

九 大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第四条第一項の承認及び同条例第十条第一項の許可

第七条中「の各号」を削り、同条に次の一号を加える。

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百七十七号）第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の特定漁港漁場整備事業計画によつてする行為又は同法第四十四条第一項に規定する認定計画に従つてする行為

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年四月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 加入区の名称

二 加入区の区域

三 加入区の区分

加入区第三加入区
大分県漁業協同組合の地区のうち旧鶴見町漁業協同組合の地区
加入区Ⅰの区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置漁業

大分県告示第百九十二号

令和七年四月十一日

大分県報（規則・告示）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年四月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田都市計画下水道事業

日田市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

変更後 昭和四十八年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による令和七年四月五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年四月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一八、五三六八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一五、八四七人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、四五〇人
別府市	三〇、九六三人
中津市	二二、二二〇人
日田市	一七、〇〇七人
佐伯市	一八、六三〇人
臼杵市	一〇、一二一人
津久見市	四、四九四人
竹田市	五、五二一人
豊後高田市	五、九二九人
杵築市	七、五六四人
宇佐市	一四、五六四人
豊後大野市	九、二九三人
由布市	九、二四七人
国東市・姫島村	七、八三六八
日出町	七、七三〇人
九重町・玖珠町	六、三六二人

大分県選挙管理委員会告示第八号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十一日			大分県選挙管理委員会委員長			千			嶋			幸			之		
一 指定病院中			「社会医療法人敬和会佐伯保養院」			ゝ 東[二]七[一]二[一]を			ゝ 東[二]七[一]二[一]に改める。								
「社会医療法人敬和会おおのたけ館ホスピタル」																	
○公安委員会告示																	
大分県公安委員会告示第40号																	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。																	
令和7年4月11日																	
大分県公安委員会委員長																	
平																	
川																	
加																	
奈																	
江																	
氏 名			連 絡 先			活 動 区 域											
工 藤 喜 賀			大分市荷揚げ町5番6号 大分中央警察署			大分中央警察署の管轄区域											
日名子 啓 二																	
三重野 桂 司																	
村 山 和 明																	
大 塚 昭 治			大分市大字鶴崎2200番地の8			大分東警察署			大分東警察署の管轄区域								
矢 野 公 博																	
首 藤 昂 史			大分市大字横瀬2212番地1			大分南警察署			大分南警察署の管轄区域								
大鍛治 光 子			別府市田の湯町13番13号 別府警察署			別府警察署の管轄区域											
手 島 清																	
平 山 正 典																	
堀 敏 章																	

井 門 裕 司	速見郡日出町大字藤原字友田2277番地2 杵築日出警察署	杵築日出警察署の管轄区域
高 倉 伸 介		
帯 刀 志 朗		
平 川 信 哉		
後 藤 敬	国東市国東町安国寺5番地 国東警察署	国東警察署の管轄区域
岡 部 俊 憲	豊後高田市是永町32番地1 豊後高田警察署	豊後高田警察署の管轄区域
森 若 新 平		
池 田 和 哉	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域
溝 部 省 三		
岡 崎 都		
富 永 ま り	中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署	中津警察署の管轄区域
中 山 博 光		
秋 好 寿 紀	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
佐 藤 佳 美		
川 述 喜 巳		
相 良 和 敏	日田市田島二丁目8番1号 日田警察署	日田警察署の管轄区域
宮 崎 洋		
渡 辺 成 道		
後 藤 建 一	竹田市大字拝田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
服 部 眞 二		
東 大 道	豊後大野市三重町内田1196番地 豊後大野警察署	豊後大野警察署の管轄区域
佐 保 健 二		
小 川 忠 重		

吉 良 一 男	佐伯市大字鶴望2825番地 4 佐伯警察署	佐伯警察署の管轄区域
後 藤 孫 一		
篠 崎 公 亮	臼杵市大字臼杵72番地の61 臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域
上 杉 次 郎		
後 藤 啓 二		
若 林 啓 子		

○訓令本部令

大分県警察本部訓令第20号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月11日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

目次中「識別カード」を「名札」に改める。

「第7節 識別カード」を「第7節 名札」に改める。

第33条の2の見出し中「識別カード」を「名札」に改め、同条中「以下この条において同じ。」及び「、職員と来訪者とを識別するため」を削り、「識別カード」を「名札」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第33条の2関係）

名札の形状	カードケースの形状
5.5センチメートル	

第四
この訓令は、令和7年4月11日から施行する。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年四月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする特定役務の種類

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の

決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課 物品調達班内）
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二八三一

3 申請の時期

令和七年四月十一日（金）から同月十八日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和七年九月三十日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

令和七年四月十一日

大分県報（警察訓令・公告）

(一) 二の一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合 (二) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 競争入札の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加を要するとなつたこと等、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和7年4月11日	ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 (4) この調達に係る仕様書に規定する業務従事者を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1ー1、1ー2）を提出した者であること。 (5) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護マネジメントシステムを構築し、若しくは維持している者であることを証明したものであること。 (6) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。 (7) 上記(4)から(6)までを証明する書類を令和7年5月20日（火）午後5時までに提出し、参加承認を受けたもの (8) 開札日（令和7年5月23日（金））において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和7年4月11日（金）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで (2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内） 〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－506－2831 大分県ホームページ
1 調達をする特定役務の種類 (1) 業務名 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 (2) 委託期間 令和7年6月1日～令和8年5月31日 (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） (3) 業務実施場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部デジタル政策課等 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) この調達に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システムにより令和7年5月20日（火）午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。 (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）	

https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html 4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班 5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078 (2) 日時 令和7年4月11日（金）から同年5月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで 6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班 (2) 提出期限 令和7年5月23日（金）午後3時 時間厳守 9 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この一般競争入札の実施に定めるもののほか、大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。 大分県共同利用型電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を希望する者は、デジタル政策課において、2の(2)及び(7)による承認をされた後、4の場所に令和7年5月23日（金）午後3時までに様式1及び様式2を持参又は郵送により提出すること。 期 間 自 令和7年5月20日（火）午前9時 至 令和7年5月23日（金）午後3時 10 大分県共同利用型電子入札システム等による開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 総務部デジタル政策課		(2) 日 時 令和7年5月23日（金）午後4時 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。 11 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。 12 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。 13 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 14 最低制限価格に関する事項 設定しない。 15 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。 16 その他 この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。 17 Summary (1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation	
--	--	---	--

(2) Contract period From June 1, 2025 to May 31, 2026 (3) Work location 3-1-1 Ohte-machi, Oitacity,Oita Prefectural General Affairs Department Digital Policy Division (4) Bidding date 15:00 p.m. May 23, 2025 (5) Management Bureau Address Oita Prefectural General Affairs Department Digital Policy Division 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2078	
---	--